

★ダイジェスト版★

いきいきパートナーシップ しもすわ

～ともにつくる活力ある未来V～



第5次下諏訪町男女共同参画計画

平成28年度～32年度

下諏訪町

～笑顔がいっぱい！活気あふれる安全で安心な暮らし～

■基本理念

- ①町民一人ひとりが性別による差別をされず、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。
- ②固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。
- ③男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。
- ④政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。
- ⑤男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠、出産等健康について自らの意志が尊重され、共に心身の健康が維持されること。
- ⑥男女共同参画社会づくりには、国際社会での取組が反映されること。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

男女共同参画による調和のとれた社会の実現を図るための根底をなすものは、人権尊重の精神と男女平等観の確立についての心の育成です。

すべての人が同じ人間であり、社会の一員であることを忘れず、人間としてのあり方や生き方を真摯に求めるための教育や学習、啓発活動をすすめることが必要です。



性別役割分担ってなに？

「男は仕事」 「女は家庭」

？

？



というように、性別によってその役割を固定させることをいいます。このような意識はお互いの行動を制約し、様々な生き方の選択を狭め、男女共同参画社会を実現するための大きな障害となっています。

家事や育児、介護に限らず、地域の活動なども含めて、男女がお互いを尊重し合いながら、様々なことを共同で行いましょう。

多様な生き方を 認め合いましょう！



基本目標Ⅱ 地域における男女共同参画の推進

社会情勢の悪化に伴い、不景気の影響から派遣切りや低賃金、失業など、雇用の問題が出てきており、地域活動に参加する意欲を持ってない人が多くいます。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進することで、男性も女性も自分らしい生き方を選択できるようになります。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。このような社会が実現することで、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生む活力ある社会が形成され则认为られています。



～これからできること～

- ①**家庭**のことは、一人に負担がいかないよう家族みんなで協力して行いましょう！
- ②性別に関わらず一人ひとりが能力を発揮し、いきいきと働ける**職場環境**づくりに努めましょう！
- ③積極的に**地域活動**に参加し、行政の仕組みやまちづくりに関心を持ちましょう！

基本目標Ⅲ 生命と性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

近年、配偶者暴力や子どもの虐待など、性別に関わらず、人権を侵害する行為が後を絶ちません。大人でも子どもでも、誰もが被害者に成りうる時代です。暴力の様々な形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進することが必要です。

また、精神的にも肉体的にも健康であることが何よりも重要な条件であり、男女問わず誰もが望むことです。日頃から健康を意識し、正しい知識を身につけて、食事に気をつけたり、体力づくりに励むなど「自らの健康は自らで守る」という自覚をもとに、健康づくりに積極的に取り組むことが大切です。

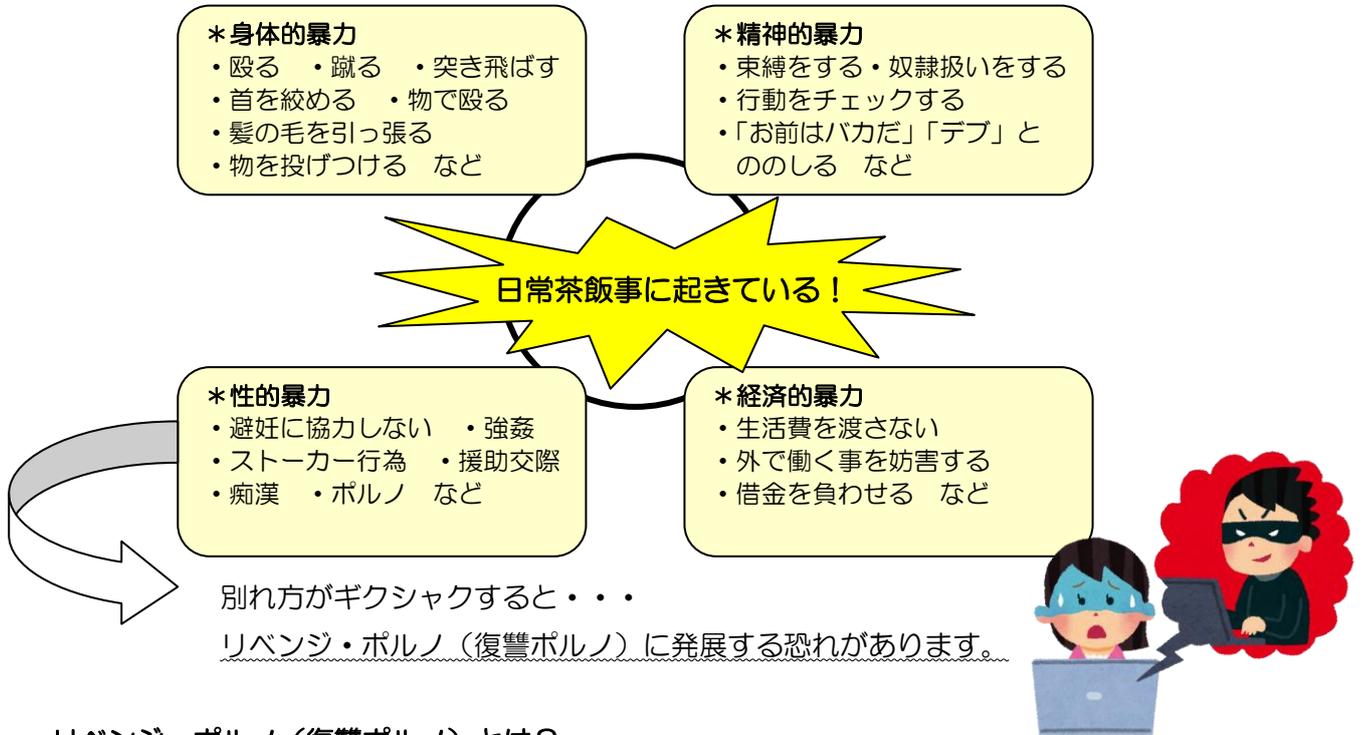
～女性の健康(妊娠・出産の可能性)～

女性は、妊娠・出産の可能性があり、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の健康は次代を担う子孫のためにかげがえのないものですが、過度なダイエット・食事制限、スタイル重視のファッション、喫煙、飲酒など母体の健康を損なう危険性もあります。日頃から「かけがえのない生命を宿す母体」としての自覚を持ち、自分自身の健康管理に努めましょう。



DV ってなんだろう・・・？

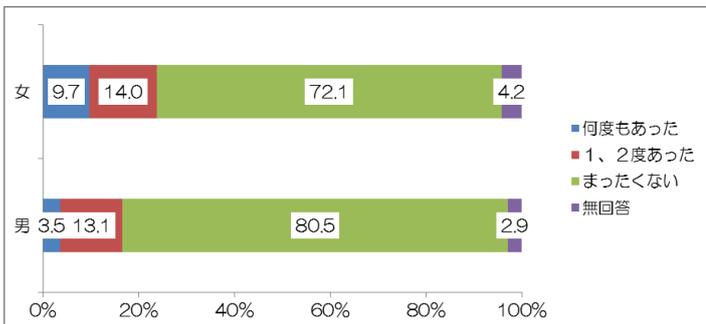
ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力のことをいいます。今や DV は大人だけの問題ではなく、10代や20代の若い世代でも起こっています。これを「デートDV」といいます。相手を様々な暴力で支配・コントロールしようとする行為です。



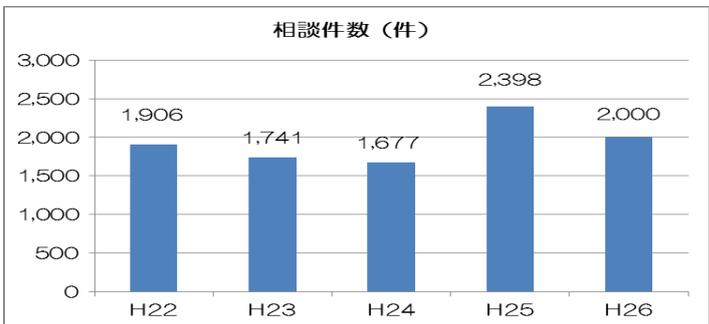
リベンジ・ポルノ（復讐ポルノ）とは？

離婚した元配偶者・別れた元恋人の裸や下着の写真、動画をインターネット上に流出させ、不特定多数に共有する嫌がらせ行為のことです。愛していたからこそ、別れた途端に腹いせや恨みが原因となって起きています。被害者にならないためには、どんなに好きな相手であっても、写真や動画を撮らせないようにしましょう。

■配偶者からの暴力による被害経験（国）
資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（H26）



■女性相談センター等（*）が受け付けたDV相談件数（県）
資料：長野県子ども・家庭課による調査（H26）



～相談窓口～

- 下諏訪町役場 ☎0266（27）1111
- 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” ☎0266（22）8822
- 長野県女性相談センター ☎026（235）5710
- 諏訪保健福祉事務所 ☎0266（57）2911
- 児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026（219）2413
- 長野県警察本部警察安全相談室 ☎026（233）9110

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の問題は、ひとりで悩まずご相談ください。

